

大阪広域水道企業団水道企業条例等の一部を改正する条例
のあらまし

- 1 四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴い、所要の改正を行います。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行します。